

島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後					改正前				
島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱					島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱				
1～5. [略]					1～5. [略]				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]	へき地 診療所 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]
	ヘリポート1か所当 たり 85,559千円	[略]		[略]		ヘリポート1か所当 たり 79,442千円	[略]		[略]
過疎地域 等特定診 療所施設 整備事業	[略]	[略]	[略]	[略]	過疎地域 等特定診 療所施設 整備事業	[略]	[略]	[略]	[略]
へき地 医療拠 点病院 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]	へき地 医療拠 点病院 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]
離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	次に掲げる基準面 積に 326千円を乗じ た額とする。 [略]	[略]	[略]	[略]	離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	次に掲げる基準面 積に 303千円を乗じた 額とする。 [略]	[略]	[略]	[略]

<p>有床診療所等 スプリンクラー等施設整備 事業</p>	<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり 2,174 千円を加算する。</p> <p>(1)通常型スプリンクラー 対象面積 1 m²当たり 基準単価 21.4 千円</p> <p>(2)水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 m²当たり 基準単価 20.7 千円</p> <p>(3)パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m²当たり 基準単価 25 千円</p> <p>(4)消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積 1 m²当たり 基準単価 24.3 千円</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>有床診療所等 スプリンクラー等施設整備 事業</p>	<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり 2,019 千円を加算する。</p> <p>(1)通常型スプリンクラー 基準面積 1 m²当たり 基準単価 19.9 千円</p> <p>(2)水道連結型スプリンクラー 基準面積 1 m²当たり 基準単価 19.2 千円</p> <p>(3)パッケージ型自動消火設備 基準面積 1 m²当たり 基準単価 23.2 千円</p> <p>(4)消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 基準面積 1 m²当たり 基準単価 22.6 千円</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
---------------------------------------	--	------------	------------	------------	---------------------------------------	--	------------	------------	------------

	自動火災報知設備 を新設する場合 1 施設当たり <u>1,130</u> 千円	[略]	[略]	[略]
産科医 療機関 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]
分娩取 扱施設 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]

	自動火災報知設備 を新設する場合 1施設当たり <u>1,050</u> 千円	[略]	[略]	[略]
産科医 療機関 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]
分娩取 扱施設 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) 1～2 [略]

6. [略]

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を得なければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

7. (4)～14. [略]

(注) 1～2 [略]

6. [略]

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、県知事の承認を得なければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。

7. (4)～14. [略]

附 則（平成6年8月23日長第97号）～

附 則（令和5年1月31日医第1274号）〔略〕

附 則（令和5年11月28日医第1060号）

1. この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
2. 令和4年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別 表 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施 設 の 名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	183,400
		ブロック	159,600
		木 造	183,400
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	196,300
		ブロック	171,500
		木 造	196,300
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	183,400
		ブロック	159,600
		木 造	183,400
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	196,300
		ブロック	171,500
		木 造	196,300
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,600
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	273,000
		ブロック	239,100
	医師住宅	鉄筋コンクリート	183,400
		ブロック	159,600
木 造		183,400	

附 則（平成6年8月23日長第97号）～

附 則（令和5年1月31日医第1274号）〔略〕

〔新設〕

別 表 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施 設 の 名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	170,300
		ブロック	148,200
		木 造	170,300
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	182,300
		ブロック	159,200
		木 造	182,300
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	170,300
		ブロック	148,200
		木 造	170,300
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	182,300
		ブロック	159,200
		木 造	182,300
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	227,100
		ブロック	198,300
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	253,500
		ブロック	222,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	170,300
		ブロック	148,200
木 造		170,300	

産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	244,600	
		ブロック	213,600	
		木造	244,600	
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	272,700	
		ブロック	238,600	
		木造	272,700	
分娩取扱施設	分娩室	鉄筋コンクリート	244,600	
		病室	ブロック	213,600
		入所室等	木造	244,600
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	272,700	
		ブロック	238,600	
		木造	272,700	

(注) 1～3 [略]

第1号様式～第7号様式 [略]

産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	227,100	
		ブロック	198,300	
		木造	227,100	
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	253,200	
		ブロック	221,500	
		木造	253,200	
分娩取扱施設	分娩室	鉄筋コンクリート	227,100	
		病室	ブロック	198,300
		入所室等	木造	227,100
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	253,200	
		ブロック	221,500	
		木造	253,200	

(注) 1～3 [略]

第1号様式～第7号様式 [略]